

東松島市学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

募集要項

令和7年7月22日

東 松 島 市

< 目 次 >

第1	募集要項の位置付け	1
第2	事業内容に関する事項	2
1	事業概要	2
2	事業のスケジュール（予定）	3
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	基本的な考え方	4
2	応募者の備えるべき参加資格等	4
3	事業者の募集及び選定の実施	6
第4	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定並びに決定及び公表に関する事項	13
1	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定並びに決定	13
2	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定の実施	13
3	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定・公表	14
第5	包括委託契約等に関する事項	15
1	基本協定書の締結	15
2	特別目的会社の設立	15
3	優先交渉権者との包括委託契約書の締結	15
4	次順位交渉権者との協議	16
5	契約保証金	16
6	支払条件等	17
7	付保すべき保険等	22
第6	事業実施に関する事項	24
1	事業者の権利義務に関する事項	24
2	市と事業者の責任分担	24
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
4	施設等の使用等	25
5	市による事業の実施状況のモニタリング	25
第7	その他に関する事項	32
1	情報の提供	32
2	事業計画又は包括委託契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	32
第8	提出書類等の一覧	33

第1 募集要項の位置付け

本募集要項は、東松島市（以下「市」という。）が東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって、応募者を対象に交付（公表）するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和7年6月9日に公表した「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 事業実施方針」と同様であるが、本事業の条件等について、事業実施方針に関する質問回答及び意見等を反映しているため、応募者は本募集要項の内容を踏まえて、応募に必要な提案書等を提出すること。

また、以下の書類は、本募集要項と一体のもの（以下、募集要項と合わせて「募集要項等」という。）とする。

- 1 「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 様式集」
（以下「様式集」という。）
- 2 「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 要求水準書（「添付資料」、「別冊資料（閲覧）」を含む）」
（以下「要求水準書」という。）
- 3 「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 事業者選定基準」
（以下「事業者選定基準」という。）
- 4 「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業 包括委託書（案）」
（以下「包括委託契約書（案）」という。）

なお、本募集要項等と公表済みの事業実施方針及び事業実施方針に関する質問回答に相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとする。また、本募集要項等に記載がない事項については、事業実施方針及び事業実施方針に関する質問回答及び本募集要項等に関する質問回答によることとする。このとき、本募集要項等に関する質問回答を優先するものとする。

第2 事業内容に関する事項

1 事業概要

(1) 事業名称

東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業

(2) 事業の対象となる公共施設

東松島市学校給食センター（本体施設とともに附帯施設を含む、以下総称して「施設等」という。）

(3) 事業目的

東松島市（以下「市」という。）は、平成23年度から東松島市学校給食センターにおいて、市立の小学校及び中学校の学校給食を民間事業者の技術的能力等を活用したPFI事業（以下「現事業」という。）により実施してきたが、当該現事業は、令和8年3月末に事業期間が終了する。

市は、現事業の終了後においても、引き続き、学校給食を適切な衛生管理のもとで提供する給食事業を継続していく方針である。そのため、本事業では、民間事業者の技術的能力等を活用した包括委託事業により、現事業で整備された施設等を継続して利用し、当該施設等の維持管理業務及び給食提供の運営業務を実施することで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、施設等の維持管理業務及び給食提供の運営業務を包括的に実施する包括委託事業とする。

(5) 事業内容

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）の範囲は、以下に掲げるとおりとする。

① 維持管理業務

ア 維持管理業務に関する開業準備・引継業務

イ 建築物保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

ウ 建築設備保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

エ 附帯施設保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

オ 外構等保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

カ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の日常修繕・日常更新業務、食器食缶等の修繕・更新業務、施設備品の日常修繕・日常更新業務を含む。）

キ 清掃業務

ク 警備業務

ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務

コ 計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務

※ 日常修繕・日常更新業務、計画修繕・計画更新業務の考え方については、要求水準書を参照のこと。

② 運營業務

- ア 運營業務に関する開業準備・引継業務
- イ 食材検収補助業務
- ウ 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- エ 衛生管理業務
- オ 食物アレルギー対応食調理業務
- カ 配送・回収業務
- キ 食器食缶等の洗浄・保管業務
- ク 残滓処理業務
- ケ 運営備品調達業務等（配送車両の調達及び維持管理を含む。）
- コ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。

また、米飯・パン・牛乳については、市契約業者から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運營業務に含まない。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する包括委託契約の締結日から令和18年3月31日までとする。

2 事業のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定及び公表
令和7年11月上旬	優先交渉権者との基本協定書の締結
令和7年12月下旬	事業者との包括委託契約書の締結
令和8年1月上旬～令和8年3月31日	維持管理業務及び運營業務に関する開業準備・引継業務の期間
令和8年4月1日～令和18年3月31日	維持管理業務及び運營業務に関する開業準備・引継業務以外の期間（給食提供の期間）

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 基本的な考え方

本事業は、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者に安全・安心で、効率的かつ効果的な学校給食の提供を、安定的かつ継続的に求めるものである。

したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、透明性及び公平性が確保されることに十分配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 応募者の備えるべき参加資格等

(1) 応募者の参加資格

応募者は、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者等で構成されるものとする。

応募者は、単独企業（建築物・建築設備等の維持管理、調理設備等の維持管理及び運営を単独の企業で実施する。以下「応募企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時には、応募企業又は応募グループの構成員に、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、事業者及び建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者は、市が募集要項等（主に「要求水準書」）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

応募グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が応募に関する手続を行うこと。
- ② 参加表明書及び参加資格審査申請書により応募の意思を表明した応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ③ 参加表明書及び参加資格審査申請書により応募の意思を表明した応募グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、提案書の受付期限日の前日までにおいて、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができるものとする。
- ④ 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の応募企業又は応募グループの構成員の協力企業としての重複参加も認めない。なお、複数の応募企業又は応募グループの構成員の協力企業として参加することを妨げるものではない。

(2) 応募企業又は応募グループの構成員の参加資格

応募企業又は応募グループの構成員のうち、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者は、それぞれ以下に掲げる参加資格を満たすこと。複数の参加資格を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

① 応募企業又は応募グループの構成員共通

- ア 令和7年度東松島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ウ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

② 建築物・建築設備等の維持管理に当たる者

学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者が複数の場合にあつては、主たる業務を実施する者は、当該実績を有していることとし、従たる業務を実施する者は、当該実績を有していなくてもよいものとする。

③ 調理設備等の維持管理に当たる者

ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法施行規則に定める特定給食施設への調理設備の納入及び保守・修繕・更新の実務実績を有していること。

④ 運営に当たる者

- ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有していること。
- イ 学校給食施設、あるいは、集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務実績を有していること。

(3) 応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業の制限

以下に該当する者は、応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業になれないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中の者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑥ 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領による指名停止の期間中である者
- ⑦ 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年訓令甲第50号）第3条の規定に該当する者
- ⑧ 参加資格審査申請書の受付期限日において、国税又は地方税を滞納している者
- ⑨ 市が本事業について、次期事業手法調査検討業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画（総合アドバイザー・東京都墨田区）に本事業に関する次期事業手法調査検討業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は当該業務について、石井法律事務所（法務アドバイザー・東京都千代田区）と提携している。）。

※ 資本面若しくは人事面において関連がある者

- ア 資本面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

a) 親会社と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）の定義を適用する。

イ 人事面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、下記 b) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本面若しくは人事面において関係があると認められる場合

(4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期限日とする。

なお、提案書の受付期限日から基本協定の締結の日までに応募者の備えるべき参加資格等を欠く応募企業及び応募グループは失格とする。

また、本事業の応募手続において、その公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定書の締結の日を越える日以降であっても、関係する応募企業及び応募グループの応募を無効とする場合がある。

3 事業者の募集及び選定の実施

事業者の募集及び選定に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	内 容
事業者の募集及び選定に関する事項	
7月22日(火)	募集要項等の公表
8月 4日(月)から 8月 6日(水)まで	募集要項等に関する質問の受付(1回目)
8月22日(金)	募集要項等に関する質問回答の公表(1回目)
9月 1日(月)から 9月 3日(水)まで	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付
9月12日(金)	参加資格審査結果の通知
9月16日(火)から 9月30日(火)まで	参加資格がないとされた理由請求の受付
10月10日(金)	参加資格がないとされた理由回答の通知
9月 1日(月)から 9月 3日(水)まで	募集要項等に関する質問の受付(2回目)
9月12日(金)	募集要項等に関する質問回答の公表(2回目)
9月20日(土)から 9月21日(日)まで	施設等見学会

日 程	内 容
9月16日(火)から10月10日(金)まで	応募辞退の受付
10月14日(火)から10月15日(水)まで	提案書の受付
10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定(プレゼンテーション及びヒアリングを含む。)
10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定及び公表
事業者との包括委託契約締結に関する事項	
11月上旬	優先交渉権者と基本協定書の締結
12月中・下旬	事業者との包括委託契約書の締結
事業者による業務実施に関する事項	
包括委託契約書の締結から 令和 8年 3月31日まで	給食提供の準備
令和 8年 4月 1日から 令和18年 3月31日まで	給食提供の期間
令和18年 3月31日まで	包括委託契約の終了

※ 項目別に整理しているため一部で時系列が前後している箇所があることに留意すること。

(1) 募集要項等の公表

募集要項等の公表を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所等

ア 公表日時 / 令和7年7月22日(金)から9月3日(水)まで

イ 公表場所 / 市のホームページ

② 別冊資料閲覧

ア 申込日時 / 令和7年7月22日(金)から9月3日(水)午後5時まで

イ 申込方法 / 別冊資料の閲覧を希望する応募者は、<様式39 別冊資料閲覧申込書>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「別冊資料閲覧」の件名で送付すること。

ウ 受付確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

エ メールアドレス / kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

カ 閲覧の日時・場所等の詳細については、別途、市より通知する。

(2) 募集要項等に関する質問の受付(1回目)

募集要項等に関する質問の受付(1回目)を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和7年8月4日(月)から8月6日(水)午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

ア 受付方法 / 募集要項等に関する質問がある事業者等は、その内容を＜様式1 募集要項等に関する質問書（1回目）＞に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付（Microsoft Word）により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは「包括委託質問」の件名で送付すること。

イ 受付確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

ウ メールアドレス / kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

(3) 募集要項等に関する質問回答の公表（1回目）

募集要項等に関する質問回答の公表（1回目）を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所等

ア 公表日時 / 令和7年8月22日（金）

イ 公表場所 / 市のホームページ

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付

参加表明書及び参加資格審査申請書の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和7年9月1日（月）から9月3日（水）まで（ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間）

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

ア 本事業への応募希望者は、参加資格を満たすことを証明するため、参加表明書及び参加資格審査申請書を提出し、市から参加資格の有無について審査を受けなければならない。

イ 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期限日とする。ただし、「第3-2(4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等」の規定が適用されることに留意すること。

ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書は、＜様式2 参加表明書＞から＜様式10 応募グループの構成員の納税に関する書類＞までに所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

エ 受付期限日までに参加表明書及び参加資格審査申請書を提出しない応募希望者並びに参加資格がないとされた応募希望者は、本事業の応募に参加することができない。

オ 参加資格があるとされた応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業のいずれかが、提案書の受付期限の日において、応募者の備えるべき参加資格に掲げる要件の1つでも満たさない場合は、当該応募者は参加資格を失うことになり、本事業の応募に参加することができない。

カ 市は、参加表明書及び参加資格審査申請書を受け付けた場合は、当該書類に受付印を押し、その写しを申請者に交付する。ただし、この写しを持って、参加資格に関する審査を受けたことにはならないので留意すること。

③ 参加表明書及び参加資格審査申請書に関する書類の取扱い

- ア 市は、受け付けた参加表明書及び参加資格審査申請書に関する書類を、応募者に無断で参加資格審査以外には使用しない。
- イ 市は、受け付けた参加表明書及び参加資格審査申請書に関する書類は返却しない。
- ウ 市は、受け付けた参加表明書及び参加資格審査申請書に関する書類の変更、差し替え若しくは再提出は、原則として認めない。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加表明書及び参加資格審査申請書を提出した応募希望者に対して、書面により令和7年9月12日（金）までに通知する。

(6) 参加資格がないとされた理由請求の受付

参加資格がないとされた理由請求の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

- ア 受付日時 / 令和7年9月16日（火）から9月30日（火）まで（ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間）
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

参加資格がないとされた応募希望者は、その理由を請求することができる。当該理由請求は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

(7) 参加資格がないとされた理由回答の通知

参加資格がないとされた理由請求を受け付けた場合は、当該請求者に対して、書面により令和7年10月10日（金）までに回答する。

(8) 募集要項等に関する質問の受付（2回目）

募集要項等に関する質問の受付（2回目）を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

- ア 受付日時 / 令和7年9月1日（月）から9月3日（水）午後5時まで
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

募集要項等に関する質問の受付（1回目）の受付方法等と同じ。

(9) 募集要項等に関する質問回答の公表（2回目）

募集要項等に関する質問回答の公表（2回目）を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所

- ア 公表日時 / 令和7年9月12日（金）
- イ 公表場所 / 市のホームページ

(10) 施設等見学会

施設等見学会を以下の要領で行う。

① 開催日時及び場所

- ア 開催日時 / 令和7年9月20日（土）から9月21日（日）までの間に個別に実施

イ 開催場所 / 東松島市学校給食センター

② 参加申込方法

ア 申込日時 / 令和7年9月1日(月)から9月3日(水)午後5時まで

イ 申込方法 / 本事業に関する応募者は、施設等見学会への参加(必ず「応募者(応募企業又は応募グループ)」での参加とする。)を必須とし、<様式12 施設等見学会参加申込書>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「施設等見学会」の件名で送付すること。

ウ 受付確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

エ メールアドレス / kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

オ 募集要項等に関する質問の受付は、別途書類形式で行うため、施設等見学会での質問は受け付けない。

カ 施設等見学会への参加者は、開催日までの2週間以内の検便(赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌の検査を含む。)により健康状態に問題がないことを確認できるものとし、その他の詳細については、別途、市より通知する。

(11) 応募辞退の受付

応募辞退の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和7年9月16日(火)から10月10日(金)まで(ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間)

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

参加資格があるとされた応募者で、本事業に関する応募を辞退しようとする場合は、<様式11 応募辞退届>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

(12) 提案書の受付

提案書の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和7年10月14日(火)から10月15日(水)まで(ただし、10月14日(火)は午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間、10月15日(水)は午前9時から12時までの間)

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

ア 参加資格があるとされた応募者は、提案書を<様式13 提案書(包括委託見積書)及び提案書提出届>から<様式38 6) 運営備品調達業務>に基づいて作成し、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

イ 包括委託見積書は、任意の封筒に入れ封印をして提出すること。封筒の表には、必ず、「東松島市長」及び「応募者名」を記載するとともに、「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る包括委託見積書在中」の旨を朱書きすること。

ウ 市は、提案書を受領した場合は、当該書類に受付印を押し、その写しを提出者に交付する。ただし、この写しを持って、提案書に関する内容確認を受けたことにはならないので留意すること。

③ 応募保証金

応募保証金は、免除する。

④ 委託料支払総額の上限価格

本事業に関して市が定める委託料支払総額の上限価格は、金2,123,920,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。また、本事業に関する債務負担行為については、令和7年6月13日に、市議会における議決を得ている。

⑤ 応募の無効

以下のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った応募者を優先交渉権者及び次順位交渉権者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

なお、参加資格があるとされた応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業のいずれかが、提案書の受付期限の日において、応募者の備えるべき参加資格に掲げる要件の1つでも満たさない場合は、当該応募者は応募資格を失うことになり、本事業に関する応募の資格がない者に該当する。

ア 応募に参加する資格がない者の応募

イ 包括委託見積書に記名押印のない応募

ウ 包括委託見積書の金額を訂正した応募

エ 包括委託見積書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である応募

オ 明らかに連合によると認められる応募

カ その他応募に関する条件に違反した応募

⑥ 応募の中止等

応募者の連合その他の理由により、応募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を応募に参加させず、又は応募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(13) 包括委託見積金額の適格審査

包括委託見積金額の適格審査を以下の要領で行う。

① 日時及び場所

ア 日時 / 令和7年10月15日（水）午後2時00分

イ 場所 / 未定

ウ 具体的な、開催場所については、提案書の受付時に通知する。

② 包括委託見積金額の適格審査方法等

包括委託見積金額の適格審査は、原則として、応募企業の代表者又はその代理人及び応募グループの代表企業の代表者（代理人）又はその復代理人を立ち合わせて行う。これらの者

が適格審査に立ち会わない場合においては、当該適格審査事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。なお、応募者の包括委託見積金額が、市が定めた委託料支払総額の上限価格の範囲内である応募者を適格として発表する。応募者の包括委託見積金額が、市が定めた委託料支払総額の上限価格の範囲を超える応募者は失格となる。発表された応募者は、その後の優先交渉権者及び次順位交渉権者選定の対象となる。また、応募者の包括委託見積金額は、適格審査の段階では公表しないものとする。

(14) 応募に関する留意事項

① 募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出を持って、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

② 費用負担

応募者の応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

③ 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、応募者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。なお、本事業に関して提出された提案書等の書類は返却しない。

イ 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 提出された提案書は返却しない。

エ 提出された提案書の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

④ 市からの提示書類等の取扱い

市が提示する書類等は、本事業の応募に関する検討及び提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

⑤ 応募者の複数案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第4 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定並びに決定及び公表に関する事項

1 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定並びに決定

本事業に関する優先交渉権者及び次順位交渉権者は、市が「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき設置した「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により選定し、当該選定結果を受けて、市が決定する。

2 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定の実施

優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和7年10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定
-----------	--------------------

(1) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定

優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定のための提案審査を以下の項目で行う。詳細については、事業者選定基準によるものとする。

① 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、参加資格に関する適格審査、包括委託見積金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

ア 参加資格に関する適格審査

応募者の備えるべき参加資格に関して、募集要項等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

イ 包括委託見積金額に関する適格審査

応募者の包括委託見積金額が、市が定めた委託料支払総額の上限価格の範囲内であることの適格審査を行う。

ウ 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、事業者選定基準に定める基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

② 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案、維持管理計画に関する提案、運営計画に関する提案、提案全体に関する提案に関して、事業者選定基準に定める審査項目に基づいて審査する。

③ 提案審査（価格審査）

提案審査（価格審査）は、包括委託見積金額に関して、事業者選定基準に定める基準に基づいて審査する。

④ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案審査において、応募者によるプレゼンテーション及び応募者へのヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時（令和7年10月下旬の予定）、開催場所、準備書類（原則として、提案書以外の提出を認めない予定）等について、事前に応募者へ通

知する。

3 優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定・公表

優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定・公表に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和7年10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定・公表
令和7年11月中旬	審査講評の公表

(1) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定・公表

- ① 審査委員会による優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定結果を受けて、市が優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。
- ② 優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定結果は、速やかに応募者に対して文書で通知するとともに、市のホームページにより公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(2) 審査講評の公表

審査講評は、優先交渉権者と基本協定を締結した後に公表する予定である。

第5 包括委託契約等に関する事項

包括委託契約等に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和7年11月上旬	優先交渉権者との基本協定書の締結
令和7年12月中・下旬	事業者との包括委託契約書の締結

1 基本協定書の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者の決定の通知を受けて速やかに、市を相手方として、包括委託契約書の締結に向けて必要となる事項等を定めた基本協定書を締結する。

優先交渉権者の事由により基本協定書の締結に至らなかった場合は、市は違約金として包括委託見積金額の100分の5に相当する金額を請求する。ただし、市に生じた損害の額が違約金の額を超える場合、市はその超過分について優先交渉権者に損害賠償を請求することができる。また、市の事由により基本協定書の締結に至らなかった場合は、市は、優先交渉権者が優先交渉権者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を、合理的な範囲で負担する。

なお、市及び優先交渉権者の責めに帰すべき事由によることなく基本協定書の締結に至らなかった場合は、市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

2 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、市との包括委託契約書の締結までに、本事業を実施する事業者として、株式会社である特別目的会社（SPC）を東松島市内に設立すること。ただし、応募企業又は応募者グループのすべての構成員を持って共同企業体を組成する場合にあっては、新たに特別目的会社を設立することなく応募企業又は当該共同企業体が事業者となることを選択できるものとする。その場合、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に、当該共同体協定書についても提出すること。

なお、特別目的会社（SPC）を東松島市内に設立する場合にあっては、応募企業又は応募グループの構成員による、事業者に対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。応募者グループのすべての構成員による出資は必須要件ではないが、応募グループの構成員のうち代表企業、運営に当たる者は必ず出資するものとする。

また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者が事業者に出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、包括委託契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3 優先交渉権者との包括委託契約書の締結

(1) 包括委託契約書の締結の手順等

事業者は、令和7年12月中・下旬を目処とし、市を相手方として、包括委託契約書（案）及び提案書に基づき、包括委託契約書の締結を行わなければならない。包括委託契約書において、事業者が実施すべき、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容、支払金額、支払方法等を定める。

(2) 包括委託契約書の内容の変更

包括委託契約書の締結は、原則として、募集要項等（特に「包括委託契約書（案）」）並びに優先交渉権者の提案書に示した包括委託内容について、変更ができないことに留意すること。

(3) 包括委託契約書の締結に至らなかった場合

事業者（応募者を含む、以下本(3)、(4)において同じ。）の事由により包括委託契約書の締結に至らなかった場合は、市は違約金として包括委託見積金額の100分の5に相当する金額を請求する。ただし、市に生じた損害の額が違約金の額を超える場合、市はその超過分について事業者に損害賠償を請求することができる。また、市の事由により包括委託契約書の締結に至らなかった場合は、市は、事業者が優先交渉権者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を、合理的な範囲で負担する。

なお、市及び事業者の責めに帰すべき事由によることなく包括委託契約書の締結に至らなかった場合は、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

(4) 包括委託契約書の締結に係る費用の負担

包括委託契約書の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

4 次順位交渉権者との協議

(1) 包括委託契約書の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で包括委託契約書の内容に関する協議が成立しない場合、次順位交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(2) 包括委託契約書の締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合

市は、包括委託契約書の締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合は、次順位交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約保証金

(1) 事業者は、維持管理業務及び運営業務の履行を保証するため、包括委託契約書の締結後速やかに、包括委託契約の期間にわたって、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、④の場合において市を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を市に提出し、事業者等を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、包括委託契約書に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 包括委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等若しくは保証事業会社の保証

④ 包括委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第④項において「保証の額」という。）は、サービス対価の100分の10以上としなければならない。

- (3) サービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価の100分の10に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 支払条件等

(1) 支払の構成

市の事業者に対する支払（サービス対価）は、維持管理費相当分、運営費相当分で構成される。それぞれに含まれる項目は、以下のとおりである。

事業者に対する支払（サービス対価）の内訳	
維持管理費相当分	
A 維持管理業務に係るサービス対価	
ア	維持管理業務に関する開業準備・引継業務
イ	建築物保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）
ウ	建築設備保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）
エ	附帯施設保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）
オ	外構等保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）
カ	調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の日常修繕・日常更新業務、食器食缶等の修繕・更新業務、施設備品の日常修繕・日常更新業務を含む。）
キ	清掃業務
ク	警備業務
ケ	上記各項目に伴う各種申請等業務
コ	計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務
サ	その他費用／事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益、その他維持管理業務に関して必要となる諸費用
A' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額	
運営費相当分	
B 運営業務に係るサービス対価	
ア	運営業務に関する開業準備・引継業務
イ	食材検収補助業務
ウ	調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
エ	衛生管理業務
オ	食物アレルギー対応食調理業務
カ	配送・回収業務
キ	食器食缶等の洗浄・保管業務
ク	残滓処理業務
ケ	運営備品調達業務等（配送車両の調達及び維持管理を含む。）
コ	上記各項目に伴う各種申請等業務
サ	その他費用／事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益、その他運営業務に関して必要となる諸費用
B' 運営業務に係る消費税及び地方消費税相当額	

(2) 維持管理費相当分

維持管理費相当分は、(1) Aのアからサまで並びにA' で構成されるものとする。

① 維持管理費相当分の内容

市は、維持管理費相当分として、「A 維持管理業務に係るサービス対価」と「A' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の合計金額を、給食提供の期間（令和8年4月1日から令和18年3月31日までの間、以下同じ。）の10年間にわたって、事業者に平準方式で支払う。

② 維持管理費相当分の支払期間・回数等

ア 給食提供の期間の10年間にわたって、年4回・計40回の平準方式（各回の支払額は40回とも同額とする。）で行う。なお、維持管理業務に関する開業準備・引継業務（包括委託契約の締結の日から令和8年3月31日までの間に実施）に係るサービス対価についても、給食提供の期間の10年間にわたって、年4回・計40回の平準方式（各回の支払額は40回とも同額とする。）で行うことに留意すること。

イ 事業者は、毎月の維持管理業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、事業者は、毎四半期の維持管理業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。

ウ 市は、上記イの報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

エ 事業者は、上記ウの通知を受けた後、第1回目から第40回目の支払として、毎年度6月末日の翌日（4月から6月分）、9月末日の翌日（7月から9月分）、12月末日の翌日（10月から12月分）及び3月末日の翌日（1月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

オ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

③ 維持管理費相当分の支払額の改定

ア 維持管理費相当分のうち「A 維持管理業務に係るサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、維持管理費相当分のうち「A' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「A 維持管理業務に係るサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

a) 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。

b) 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

a) 令和8年度の支払額は、包括委託契約書に記載のとおりとし、改定は行わない。

b) 初回の改定は、本事業の提案日が属する年度（令和7年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

- c) 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

- a) 令和8年度の1回当たりの支払額

・ $P08=P07$

- b) 令和9年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）

・ $P09=P07 \times (SPPI0808/SPPI0710)$ 、ただし $|(SPPI0808/SPPI0710)-1| \geq 1.5\%$

- c) 令和n年度の1回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

・ $Pn=P07 \times (SPPIN-1 \cdot 08/SPPI0710)$ 、ただし $|(SPPIN-1 \cdot 08/SPPI0710)-1| \geq 1.5\%$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

・ $Pn=Pr \times (SPPIN-1 \cdot 08/SPPIr-1 \cdot 08)$ 、ただし $|(SPPIN-1 \cdot 08/SPPIr-1 \cdot 08)-1| \geq 1.5\%$

<凡例>

- ・ P07 : 包括委託契約書の記載に基づく1回当たりの支払額
- ・ SPPI0710 : 令和7年10月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ P08 : 令和8年度の1回当たりの支払額
- ・ P09 : 令和9年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPI0808 : 令和8年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pn : 令和n年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPIN-1・08 : 令和n-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pr : 令和r年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPIr-1・08 : 令和r-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ $(SPPI000/SPPI000)-1$: 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 「企業向けサービス価格指数（SPPI）」には、「日本銀行調査統計局／企業向けサービス価格指数／建物サービス／x月速報におけるx-1月の訂正值」において公表される指数を採用する。

(3) 運営費相当分

運営費相当分は、(1) BのAからサまで並びにB'で構成されるものとする。

① 運営費相当分の内容

市は、運営費相当分として、「A運営業務に係るサービス対価」と「A'運営業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の合計金額を、給食提供の期間（令和8年4月1日から令和18年3月31日までの間、以下同じ。）の10年間にわたって、事業者に平準方式（ただし、「変動料金分」は平準方式の対象としない。）で支払う。

② 運営費相当分の支払期間・回数等

ア 給食提供の期間の10年間にわたって、年4回・計40回の平準方式（各回の支払額は40回とも同額とする。ただし、「変動料金分」は平準方式の対象としない。）で行う。なお、

運營業務に関する開業準備・引継業務（包括委託契約の締結の日から令和8年3月31日までの間に実施）に係るサービス対価についても、給食提供の期間の10年間にわたって、年4回・計40回の平準方式（各回の支払額は40回とも同額とする。ただし、「変動料金分」は平準方式の対象としない。）で行うことに留意すること。

イ 事業者は、毎月の運營業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、事業者は、毎四半期の運營業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。

ウ 市は、上記イの報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

エ 事業者は、上記ウの通知を受けた後、第1回目から第40回目の支払として、毎年度6月末日の翌日（4月から6月分）、9月末日の翌日（7月から9月分）、12月末日の翌日（10月から12月分）及び3月末日の翌日（1月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

オ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

③ 運営費相当分の支払額の改定

ア 運営費相当分のうち「B 運營業務に係るサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。当該改定は、固定料金分とともに変動料金分（変動料金分の単価）を対象とする。なお、運営費相当分のうち「B' 運營業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「B 運營業務に係るサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

a) 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。

b) 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

a) 令和8年度の支払額は、包括委託契約書に記載のとおりとし、改定は行わない。

b) 初回の改定は、本事業の提案日が属する年度（令和7年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

c) 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

a) 令和8年度の1回当たりの支払額

・ $P08=P07$

b) 令和9年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）

・ $P09=P07 \times (SPPI0808/SPPI0710)$ 、ただし $|(SPPI0808/SPPI0710)-1| \geq 1.5\%$

c) 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定> (1 回目)

・ $P_n = P_{07} \times (SPPI_{n-1 \cdot 08} / SPPI_{0710})$ 、ただし $|(SPPI_{n-1 \cdot 08} / SPPI_{0710}) - 1| \geq 1.5\%$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定> (2 回目以降)

・ $P_n = P_r \times (SPPI_{n-1 \cdot 08} / SPPI_{r-1 \cdot 08})$ 、ただし $|(SPPI_{n-1 \cdot 08} / SPPI_{r-1 \cdot 08}) - 1| \geq 1.5\%$

<凡例>

- ・ P07 : 包括委託契約書の記載に基づく 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI0710 : 令和 7 年 10 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ P08 : 令和 8 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ P09 : 令和 9 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI0808 : 令和 8 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pn : 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $SPPI_{n-1 \cdot 08}$: 令和 n-1 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pr : 令和 r 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $SPPI_{r-1 \cdot 08}$: 令和 r-1 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ $(SPPI_{000} / SPPI_{000}) - 1$: 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 「企業向けサービス価格指数 (SPPI)」には、「日本銀行調査統計局／企業向けサービス価格指数／労働者派遣サービス／x 月速報における x-1 月の訂正值」において公表される指数を採用する。

④ 変動料金分算定基準等

ア 「B 運營業務に係るサービス対価」の変動料金分は、各期 (4 月から 6 月分、7 月から 9 月分、10 月から 12 月分、1 月から 3 月分) における変動料金分の算定基礎となる食数の合計に事業者が提案する 1 食当たりの変動料金分の単価 (消費税及び地方消費税を除く。) を乗じた額とする。なお、事業者が提案する 1 食当たりの変動料金分の単価は、小数点以下第三位未満切り捨てとする。

イ 提供給食数等

a) 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校の検食、市の職員用、試食会・見学会・その他市が依頼する給食用等が含まれるものとし、市及び事業者の検食用、事業者の職員用を含まない。市及び事業者の検食用は、「B 運營業務に係るサービス対価」の固定料金分に含まれるものとし、事業者の職員用は、別途、要請食数に応じて給食費を徴収する。

b) 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、運營業務期間中の年度毎 (5 月 1 日時点) の提供対象者数 (事業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数) が 2,000 人以上 3,200 人以下となることを保証する。また、1 日当たりの提供給食数が 3,200 食を超える要求を行わない。

c) 提供給食数の決定方法

市が保証する提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の15日（4月は当月の6日とし、15日（6日）が市の閉庁日の場合はその前の開庁日）までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の閉庁日を除く1日前）の午後4時までに、市から事業者は当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

d) 変動料金分の算定基礎となる食数

変動料金分の算定基礎となる食数は、実施給食数とする。

ウ 事業者の職員用の給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大50食までを市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費を徴収する。

エ 提案書の提出時には、以下の年間提供給食数を使用するものとする。

年間提供給食数

年度	提供給食数
令和8年度	612,000 食
令和9年度	588,400 食
令和10年度	563,600 食
令和11年度	539,000 食
令和12年度	513,400 食
令和13年度	486,400 食
令和14年度	469,800 食
令和15年度	450,600 食
令和16年度	433,800 食
令和17年度	419,800 食
合計	5,076,800 食

※ 上記の提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校の検食、市の職員用、試食会・見学会・その他市が依頼する給食用等が含まれるものとし、市及び事業者の検食用、事業者の職員用を含まない。

7 付保すべき保険等

事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は受託者をして、次の保険に加入又は加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに本市へ提示しなければならない。

また、以下の保険以外にリスク対応のために必要とする場合は、提案により加入するものとする。

る。

第三者賠償責任保険

保険の契約者	事業者又は維持管理に当たる者及び運営に当たる者
被保険者	事業者又は維持管理に当たる者及び運営に当たる者
保険の期間	維持管理業務・運營業務の開始日を始期とし包括委託契約の完了日を終期とする。
てん補限度額 (補償額)	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	維持管理業務・運營業務に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

※ 維持管理に当たる者は、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者が該当する、

第6 事業実施に関する事項

1 事業者の権利義務に関する事項

(1) 事業者の包括委託契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は包括委託契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 事業者の株式の譲渡・担保提供等

本事業を実施するために設立された事業者に出資を行ったすべての出資者は、包括委託契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、事業者及び当該出資者が、譲渡、担保等の設定その他の処分について、書面による合理的な説明を市に提示し、市の事前承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

(3) 債権の譲渡

事業者が、市に対して有する維持管理及び運営の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、市に対して有する維持管理及び運営の提供に係る債権に対する質権の設定及び担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

2 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、維持管理業務及び運営業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担と責任分担

市と事業者の責任分担は、包括委託契約書（案）によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、包括委託契約書（案）において示すが、包括委託契約書（案）において示されていない場合には、それぞれの因果関係（帰責事由）等に基づいて市と事業者の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援は想定していない。

4 施設等の使用等

本事業に係る施設等（東松島市学校給食センター（本体施設とともに附帯施設を含む、））は、市所有の行政財産とし、維持管理業務・運營業務に必要な範囲において事業者が無償で使用することを許可する。

5 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が定められた業務を確実に実施し、包括委託契約書及び要求水準書に規定された水準並びに提案書において提案された水準（以下、あわせて「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、事業の実施状況についてモニタリングを行う。

(2) モニタリングの費用の負担

市が行うモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) 維持管理業務及び運營業務に関するモニタリング

市は、事業者によって実施される維持管理業務及び運營業務について、所定水準に基づき適正かつ確実なサービス提供がなされているかを確認するため、以下のモニタリングを行う。

なお、モニタリングにより所定水準が達成されていない又は達成されないおそれがあると市が判断した場合は、是正勧告、サービス対価の減額、サービス対価の支払の停止及び包括委託契約の解除等の措置を行うものとする。

① モニタリングの対象となる業務

（維持管理業務）

第2 1 (5) ①のアからコまでの各業務

（運營業務）

第2 1 (5) ②のアからコまでの各業務

② モニタリングの実施項目等

各業務に対するモニタリングの実施項目等は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と事業者で協議して決定する。

市は、各業務の実施段階に応じて、事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

③ モニタリングの方法

ア 事業者からの業務報告書の提出

事業者は、包括委託契約等に基づき、各業務の実施結果を記録した業務報告書を作成し市に提出する。各業務報告書の提出期限は下表のとおりとする。なお、業務報告書の内容は、事業者の提案に基づき、包括委託契約の締結後に、市と事業者で協議をして、市が決定する。

報告書の種類	提出期限
業務報告書 (月報)	毎月の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。
業務報告書 (四半期報)	毎四半期の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。

イ 市のモニタリング

市の行うモニタリングは、下表のとおりとする。

種 別	方 法
モニタリング (月次)	事業者から提出された業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、当該月の業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (四半期)	事業者から提出された業務報告書（四半期）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、当該四半期の業務実施状況を確認する。業務現場への立入検査は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (随時)	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。

④ モニタリングの結果

ア 業務の不履行の定義

業務の不履行により発生する状態を、給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態である「所定水準未達成の場合」の 2 つに分類する。

a) 提供不全の場合

提供不全の場合とは、「レベル 1 給食を提供できなかった場合」と「レベル 2 指定時間内に給食を配送できなかった場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

レベル 1 給食を提供できなかった場合

- ・ 事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から 20 分を超えて配送され、生徒児童等が喫食できなかった場合
- ・ 事業者の責めに帰すべき事由により、生徒児童等が調理終了後 2 時間以内に喫食できなかった場合

レベル 2 指定時間内に給食を配送できなかった場合

- ・ 事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から 20 分以内に配送され、生徒児童等が調理終了後 2 時間以内に喫食できた場合

b) 所定水準未達成の場合

所定水準未達成の場合とは、提供不全の場合に該当しないことを前提に、維持管理業務及び運營業務が所定水準を達成しているか否かにより判断し、「レベル 3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合」と「レベル 4 是正しなければ

ば給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

レベル3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合

- ・ 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
- ・ 衛生管理が不十分である場合

レベル4 是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

- ・ 衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、所定水準を満たすサービスの提供がされていない場合

業務の不履行の一覧表

a) 提供不全の場合(給食の提供が不全となる状態)	レベル1 給食を提供できなかった場合
	レベル2 指定時間内に給食を配送できなかった場合
b) 所定水準未達成の場合(提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態)	レベル3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
	レベル4 是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

イ 業務の不履行の判断

a) 提供不全の場合の判断

- ・ 提供不全の場合は、市が指定した学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、「レベル1 給食を提供できなかった場合」又は「レベル2 指定時間内に給食を配送できなかった場合」のいずれかについて判断する。
- ・ 提供不全の場合、市は事業者に対して、速やかに是正勧告を行う。

b) 所定水準未達成の場合の判断

- ・ 所定水準が達成されていると市が判断した場合の業務確認の通知
モニタリングの結果、所定水準が達成されていると市が判断した場合、市は事業者に対して、業務報告書(月報)及び業務報告書(四半期報)の受付日(適正な業務報告書の提出を受けた日)から7日(7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、業務の履行を確認した旨の通知(以下「業務確認の通知」という。)を行う。
- ・ 所定水準が達成されていないと市が判断した場合の是正勧告の通知
モニタリングの結果、所定水準が達成されていないと市が判断した場合、市は事業者に対して、業務報告書(月報)及び業務報告書(四半期報)の受付日(適正な業務報告書の提出を受けた日)又は所定水準が達成されていないと市が判断した日から7日(7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、是正勧告を行う。ただし、次の場合は是正勧告を行わない。
- ・ 予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ・ 見学者等の第三者の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供

がされなかった場合

- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

⑤ 是正勧告

ア 改善計画書の提出及び改善作業の着手

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日（3日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。また、改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日（5日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善期日を、是正勧告の内容及び改善計画書の内容に応じて早めたり遅らせたりすることができるものとする。

イ 改善計画書に基づく対応状況の報告及び業務現場への立入検査の実施

事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認する。

- a) 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されたと市が判断した場合、市は事業者に対して、速やかに業務確認の通知を行う。
- b) 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されていないと市が判断した場合、速やかに是正勧告（2回目以降）を行う。

⑥ サービス対価の減額

維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価は、包括委託契約に定められたサービス対価の満額から、次に掲げる提供不全の場合及び所定水準未達成の場合における減額をしたものとなる。

ア 提供不全の場合におけるペナルティポイント

市が指定した学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、市は、事業者に対して是正勧告を行うとともに、事業者にペナルティポイントを計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、一つの食中毒等の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間が伴う場合（当該食中毒等の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒等の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒等の発生につき一括して40ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。なお、当該食中毒等の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によることが明らかになった場合、事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、ペナルティポイントを計上しない。

また、市及び事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表1 提供不全の場合におけるペナルティポイント

影響を受けた 給食数の割合 ※	ペナルティポイント	
	レベル1 (未提供の場合)	レベル2 (遅配の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1
1%以上 5%未満	4	2
5%以上10%未満	6	3
10%以上30%未満	8	4
30%以上	10	5

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数) / (当該年度の4月における最大の提供給食数)

イ 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

上記の④ イ b)に基づいて是正勧告(2回目以降)が行われた場合、市は、是正勧告(2回目以降)の翌日から所定水準の未達成が解消されたことが確認できた業務現場への立入検査の前日までの日数(市の閉庁日を除く)に、表2に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとし、2四半期にまたがってペナルティポイントが計上される場合、当該ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。

また、市及び事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表2 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

ポイントの期間	ペナルティポイント	
	レベル3 (重大な影響が想定)	レベル4 (軽微な影響が想定)
1日当たり	2	1

ウ 合計ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の⑥ アと⑥ イの合計ペナルティポイントにより、市は事業者に対して、表3のとおり減額の措置を講じる。また、減額の措置の対象は、維持管理費相当分と運営費相当分の合計金額とする。算定例として、当該四半期に表3のサービス対価の減額割合が生じた場合の減額は、「(維持管理費相当分 + (運営費相当分の固定料金分 + 運営費相当分の減額前の変動料金分)) × 減額割合 + (未提供給食数 × 1食当たりの変動料金分の単価)」とするとともに、表3のサービス対価の減額割合が生じない場合であっても、「未提供給食数 × 1食当たりの変動料金分の単価」の減額を行うものとする。

なお、食中毒事故の発生の場合の上記算定例における未提供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に一括して計上する。

表3 合計ペナルティポイントによる減額割合

合計ペナルティポイント	サービス対価の減額割合
5 以下	減額の措置を講じない
6 以上 10 以下	5%
11 以上 20 以下	10%
21 以上 30 以下	20%
31 以上	40% + 当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における合計ペナルティポイントが 20 ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

エ 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払停止

合計ペナルティポイントが連続発生した場合は、上記ウに掲げる措置に加え、市は事業者に対して、表4のとおり支払停止の措置を講じる。

表4 業務の不履行の発生頻度とサービス対価の支払停止

条 件	措 置
合計ペナルティポイントが 21 以上の事態が 2 四半期連続で発生した場合	当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における四半期の合計ペナルティポイントが 20 ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

⑦ 包括委託契約の解除等

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに、維持管理に当たる者及び運営に当たる者の変更を求める又は包括委託契約の解除を行うことができる。

ア 事業者が、上記の⑤ ア に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記の⑤ イ b) に準じて是正勧告（2回目）を行った場合において、係る再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合

イ 事業者が、上記の⑤ ア に基づく改善計画書において定めた期限までに業務の不履行の状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記の⑤ イ b) に基づいて是正勧告（2回目）を行った場合において、係る再度の是正通告に基づき市に対して提出された事業者の改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務の不履行の状態の改善及び復旧を確認できない場合

ウ 連続する 2 四半期の合計ペナルティポイントの合計が 61 以上の場合

(4) 財務の状況に関するモニタリング

① 事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、当該事業年度の最終日から起算して 3 か月以内に、市に提出しなければならない。

- ② 市は、①に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。

(5) 光熱水費に関するモニタリング

本事業における維持管理業務及び運営業務（ただし、開業準備・引継業務に要する光熱水及び回収業務に要する配送車の燃料を除く。）に要した実際の光熱水量が、現事業における光熱水量（令和5・6年度の実績を基準とする。）の120%（価格換算）を超えた場合には、当該120%（価格換算）を超えた部分の光熱水量に相当する光熱水費は、事業者の負担とする。ただし、明らかに事業者に帰責事由がない場合（例えば、提供給食数の増大、献立の大幅な変更、気候等環境条件の変動など）においては、この限りではない。

第7 その他に関する事項

1 情報の提供

本募集要項に定めることのほか、応募の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、東松島市のホームページに掲載する。

2 事業計画又は包括委託契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は包括委託契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、包括委託契約に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 提出書類等の一覧

- 1 募集要項等に関する質問の提出書類
 - <様式1> 募集要項等に関する質問書
- 2 参加表明書及び参加資格審査申請書の提出書類
 - <様式2> 参加表明書
 - <様式3> 参加資格審査申請書
 - <様式4> グループ構成員一覧表
 - <様式5> 委任状
 - <様式6> 共同企業体協定書
 - <様式7> 維持管理(建築物・建築設備等)企業の参加資格要件に関する書類
 - <様式8> 維持管理(調理設備等)企業の参加資格要件に関する書類
 - <様式9> 運営企業の参加資格要件に関する書類
 - <様式10> 応募グループの構成員に関する納税に関する書類
 - <様式11> 応募辞退届
- 3 施設等見学会の提出書類
 - <様式12> 施設等見学会参加申込書
- 4 提案書(包括委託見積書)の提出書類
 - <様式13> 提案書(包括委託見積書)及び提案書提出届
 - <様式14> 提案書確認リスト
 - <様式15> 委任状(復代理人)
 - <様式16> 包括委託見積書
 - <様式17> 要求水準書に関する確認書
- 5 提案書の提出書類
 - <様式18> 提案書表紙
 - <様式19> 事業計画中表紙
 - <様式20> 1) 事業計画の基本方針
 - <様式21> 2) リスク管理計画
 - <様式22> 3) 資金計画(中期事業収支計画表・損益計算書)
 - <様式23> 3) 資金計画(中期事業収支計画表・資金収支計算書等)
 - <様式24> 3) 資金計画(見積金額内訳書・維持管理費相当分)
 - <様式25> 3) 資金計画(見積金額内訳書・給食運営費相当分)
 - <様式26> 維持管理計画中表紙
 - <様式27> 1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制
 - <様式28> 2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、外構等保守管理業務
 - <様式29> 3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務
 - <様式30> 4) 清掃業務、5) 警備業務
 - <様式31> 6) 施設等調査業務
 - <様式32> 運営計画中表紙

- <様式 3 3 > 1) 運營業務の基本方針及び実施体制
- <様式 3 4 > 2) 食材検収補助業務、調理業務、食物アレルギー対応食調理業務
- <様式 3 5 > 3) 衛生管理業務
- <様式 3 6 > 4) 配送・回収業務
- <様式 3 7 > 5) 食器食缶等の洗浄・残滓等処理業務
- <様式 3 8 > 6) 運営備品調達業務

6 その他の提出書類

- <様式 3 9 > 別冊資料閲覧申込書

本事業に関する窓口

東松島市教育部学校給食センター

住所 : 〒981-0304 東松島市川下字内響 131-97 ひびき工業団地

電話 : 0225-24-9409

E-mail : kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

URL : <https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/jigyosya/keiyaku-nyusatsu/jigyosyabosyu/gakkoukyuusyokuc.html>